

岡田事務所通信

令和 7 年 **10** 月号 (第 242 号)

社会保険労務士法人岡田事務所

〒080-2471 帯広市西 21 条南 2 丁目 21 番 13 号

TEL : 0155-33-5535 FAX : 0155-33-5604

mail : support@office-okada.jp

URL : <http://www.office-okada.jp/>

専門技能を持つ外国人材育成「育成就労制度」2027 年 4 月開始へ

政府は、技能実習に代わる外国人材の新制度「育成就労」を新設する入管難民法などの改正法を 2027 年 4 月 1 日に施行すると決めました。1993 年から続く技能実習制度は廃止されます。改正法は 2024 年 6 月に成立していました。

育成就労は原則 3 年の在留期間で、未熟練の外国人労働者を即戦力と位置づけられる「特定技能 1 号」の技能水準に育てることを目指します。熟練技能が必要な「特定技能 2 号」まで取得すれば、家族帯同の無期限就労が可能になります。技能実習制度は原則として転職を認めておらず、劣悪な労働環境に耐えられず失踪する事例が相次ぎました。そのため、育成就労は業種ごとに定めた 1~2 年の制限期間後、本人の意向で転職できるようにします。

外国人技能実習 職場の法令違反 8310 力所で過去最多

厚生労働省は、2024 年に立ち入り調査した外国人技能実習生が働く事業所のうち法令違反があったのは 8310 力所で、過去最多だったと発表しました。人手不足を補う即戦力を対象とした在留資格「特定技能」の外国人が働く事業所への調査状況も初めて公表し、4395 力所で違反が確認されました。

技能実習生に関する違反の内訳は、機械操作時の安全配慮不足といった労働安全衛生法違反が 2837 件で最も多く、割増賃金の不払いが 1774 件で続いています。特定技能も同様の傾向で、同法違反が最多の 1378 件となっています。

具体的には、食品製造工場で安全装置の点検をせず、包装用の機械の刃で特定技能の外国人が手の指を切断する事故がありました。あるホテルでは、休憩時間に労働させた技能実習生に一部賃金を支払っていなかったということです。なお、出入国在留管理庁によりますと、24 年末時点で技能実習生は約 45 万人、特定技能は約 28 万人となっています。

化粧品会社でパワハラ自殺 社長辞任し遺族に 1.5 億円支払いへ

化粧品会社（東京）に勤務していた女性（当時 25）が社長からパワーハラスメントを受けて自殺したとして遺族が賠償を求めた訴えを巡り、東京地裁は、同社社長の辞任や 1 億 5 千万円の支払いなどを民事調停法に基づき決定しました。

訴状などによりますと、亡くなった女性は入社した 2021 年、先輩社員とのトラブルなどを理由として社長に呼び出され「野良犬」と罵倒されたり、「大人をなめるなよ。会社をなめるな」などと約 1 時間にわたって一方的に叱責されたりしました。翌年にうつ病と診断され、休職期間満了を理由に解雇された後に自殺を図り、意識が戻らないまま 23 年 10 月に死亡しました。三田労働基準監督署は、社長の言動はパワハラに当たると判断し、労災を認定しました。この化粧品会社はホームページに「深い哀悼の意を表し、心からおわび申し上げる」とする遺族への謝罪を掲載し、ハラスメント防止規定の見直しなどの再発防止策を講じていくとしており、社長が辞任したことも明らかにしました。



- 小樽運河 -

◆ ご存知ですか？ ◆ 【労働基準法上の管理監督者】

労働基準法上の「管理監督者」とは、労働時間や休憩、休日に関する規定の適用が除外される者を指します。除外要件としては、①実質的に経営者と一体的な立場（経営への参画、採用や人事権を有する等）にあり、②労働時間について管理をされず、裁量があること、③地位や役割に見合った待遇がなされていること等が裁判例や行政解釈で示されています。単に役職名が管理職であっても、実際に裁量権や待遇が伴っていないければ労基法上の管理監督者として認められず、違法な長時間労働の温床となるリスクがあります。会社としては、実態を十分に確認し、適用除外が認められるかを慎重に判断する必要があります。

事務所より

今年の十勝はこのまま、夏が終わらないのではないかと思います。初夏からお盆を過ぎてもずっと暑い日が続いていた印象でしたが、やはり季節は進み、日中の風も秋らしくなり、朝晩は少しずつ涼しい日も増えてきました。本州に先駆けて到来する紅葉のシーズンも今年は平年より少し遅れるのではないかと予想ですが、寒暖差が大きくなることで鮮やかに色づいた秋の風物詩の紅葉を楽しみたいものですね。

メンタルマネジメントに関する事業を展開する MENTAGRAPH が 20～65 歳のビジネスパーソンを対象に実施した調査結果によりますと現在の仕事にモチベーションがある人は 33.8%にとどまり（「モチベーションがない」36.0%、「どちらでもない」30.2%）、モチベーション向上要因の最多は「給与」54.2%で、すべての世代で重要視される結果となったということです。モチベーションがある人となない人で違いを見ると、前者は「仕事のやりがい」といった内的価値を源とする一方、後者は「給与」を挙げる割合が高くなっています。仕事選びのスタンスを世代別にみますと、Z 世代（20～25 歳）は「やりたい仕事内容でない」とやりたくない」30.0%、「やりたい仕事でなくても、給与さえもらえればよい」26.0%と、理想追求型と割り切り型に二極化しますが、26 歳以降では「やりがいを感じられればよい」がどの世代でも最多となり、現実志向が強まる結果となりました。人事や総務部門の方は実感している方も多いと思いますが、世代により仕事への考え方や動機づけのポイントがかなり違ってきており、会社としてはこういった世代毎の特徴を捉えた上で、労務管理を行っていくことが今後さらに重要になってくると思います。

業 務 内 容

社会保険労務士業務

- ・ 労働保険・社会保険の事務手続代行
- ・ 就業規則、給与規程等諸規則の作成・変更
- ・ 人事・労務管理に関する相談・指導
- ・ 給与計算
- ・ 労働社会保険諸法令に基づく申請書の作成・届出

行政書士業務

- ・ 建設業許可申請手続
- ・ 建設業決算報告書作成、経営状況分析申請、経営事項審査申請手続
- ・ 指名競争入札資格審査申請手続
- ・ 産業廃棄物収集運搬業許可申請手続

先月号でもお伝えしましたが、10 月 4 日より北海道の最低賃金が 1075 円になります。大幅な増加改定となり、時給者だけではなく月給、日給者の方についても所定労働時間で時給額を算出し、最低賃金を割っていないかの確認が必要となりますので、ご注意ください。

